

お知らせ

○ 大規模な土地取引は届け出を

10月1日(月)は土地の日、10月は土地月間です。一定面積以上の土地取引を行った場合には、契約日から14日以内に市役所都市計画課へ届け出が必要です。忘れずに届け出をしてください。届け出が必要な面積は市街化区域は2,000平方メートル以上、市

図書館本館が特別整理で休館

10月10日(水)から16日(火)まで、特別整理のため市立図書館本館は休館します。各分館とこども図書館は通常通り開館します。

また、10月9日(火)は8日(月)の振り替えで休館日になります。

問 市立図書館 ☎027-224-4311

街化区域以外の都市計画区域内は5,000平方メートル以上、都市計画区域外は1万平方メートル以上
問 都市計画課
☎027・898・6943

● 不動産鑑定士による無料相談会

土地・建物価格や地代、家賃などの相談ができます。

日時 10月4日(水)午前10時～午後3時

会場 市役所3階31会議室
問 県地域政策課
☎027・226・2366

○ 秋の狂犬病予防集合注射

生後91日以上の犬の登録と狂犬病予防注射を行います。犬の生涯に一度の登録と年1回の狂犬病予防注射は飼い主の義務です。本年度の注射が済んでいない登録済みの犬の飼い主には、申請書を郵送します。必ず接種させていただきます。



窓口業務時間

本庁・支所・市民サービスセンター
元氣21証明サービスコーナー

午前8時30分～午後5時15分
午前10時～午後7時

犬の登録をしていない飼い主は、必ず登録をお願いします。なお、動物病院でも犬の登録と狂犬病予防注射ができます。病気やワクチンアレルギーなどで注射ができない場合は、動物病院が発行した猶予証明書を提出してください。詳しくは動物病院に問い合わせてください。

日時 ①10月7日(日) ②14日(日) ③21日(日) ④28日(日)、午前9時30分～11時30分

会場 ①は大胡支所 ②は宮城支所 ③は市保健所、富士見支所 ④は粕川支所

費用 ①～④注射のみ 3,400円 ⑤登録と注射 6,400円

用意する物 ①～④注射 申請書 ⑤登録 飼い主の住所・氏名・電話番号・犬の種類・性別・生まれ年・毛色(白・黒・茶・灰)・体格(大・中・小)・呼び名を記入したメモ

問 衛生検査課
☎027・220・5777

○ 不動産と動産を公売します

市が差し押さえた不動産と動産を下表のとおりインターネット

公売不動産の概要 (種別面積は登記簿による)				
所在地	種別	面積		最低公売価額
荒牧町二丁目	宅地 居宅	土地 建物	192.37㎡ 57.13㎡	470万円
富士見町田島	宅地	土地	161.01㎡	220万円
江木町	畑 (現況 雑種地)	土地	300㎡	162万円
公売動産の概要				
品目	動産詳細			最低公売価額
オートバイ (中古)	ハーレーダビッドソン XL883Nアイアン			35万円
オートバイ (中古)	ヤマハ TW225E			5万円

トで公売します。詳しくは本ホームページをご覧ください。

公売期間 ①～④(不動産) 10月22日(月)午後1時～29日(月)午後1時

⑤(動産) 10月22日(月)午後1時～24日(水)午後11時

申 9月28日(金)午後1時～10月15日(月)午後11時にヤフー官

公庁オークションで
問 収納課
☎027・898・6230



市長コラム

Mayor's Column

赤城山の新しいキーワードは「古いモノから新しい価値を生み出すこと」だと感じます。酪農家の手作りチーズ、おばあさんのそばやうどん、古い農家や納屋を改装した民泊施設やレストラン、芸術家のアトリエ、美しい森林・・・

このような多様な「暮らしぶり」を集めて“スロースィティ”という新しい価値をつくりたいと考えます。それは、社会全体の豊かさにもつながるでしょう。

一人では生き甲斐は生まれません。社会の一員として、誰かと支え合い、頼り合える暮らしを赤城の麓に広げていきましょう。



山本 龍

○ 市有地の売り払いを実施

市有地を一般競争入札で売り払います。入札地は石倉町一丁目7番18など。参加には事前申し込みが必要です。詳しくは売り払い案内をご覧ください。

入札日 10月31日(水)

会場 市役所11階北会議室

案内の配布 市役所資産経営課・産業政策課、水道局、各支所・市民サービスセンターなどで。本市ホームページからダウンロードもできます

10月23日(火)までに案内に記載の各課へ直接
資産経営課
 ☎027・898・6654

○ 安全のために定期報告を

大勢の人が利用する特殊建築物は、その状態を定期的に調査する必要があるとあります。次に該当する建築物の所有者か管理者は、資格のある専門家に調査を依頼し、定期報告書を10月1日(月)から11月30日(金)までに市役所建築

指導課へ提出してください。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

対象建築物など 2 次のいずれかに該当する旅館かホテル。

① 地階か3階以上で、その用途に供する部分が100平方メートルを超える

② その用途に供する2階部分の床面積の合計が300平方メートル以上

同課

☎027・898・6752

○ 紙や衣類は捨てる前に分別を

本市の可燃ごみには、多くの古紙や古着が混ざっています。古紙も古着も貴重な資源。紙・衣類等の日に出すか、市有施設に設置しているリサイクル庫や地域の有価物集団回収を利用しましょう。回収された衣類などは選別後、海外で再利用。素材を生かしたりリサイクルもされています。回収できない物やできない物など、詳しくは本市ホームページ



寄付

● フランス健康サロン & 仲間達 11万円を児童福祉のために

をご覧ください。

● 回収できる物の分別方法

新聞紙や段ボール、雑誌、紙パックなどは種類ごとにまとめて縛ります。雑古紙は紙袋か透明・半透明の袋に入れます。衣類などは透明か半透明の袋に入れます。なお、古紙と衣類などは袋を分けてください。

同課

☎027・898・6272

○ 赤い羽根募金に温かい協力を

10月1日(月)から赤い羽根共同募金運動が始まります。昨年は皆さんの協力で、2,878万3,993円もの浄財が寄せられました。これらは、県内の社会福祉施設や団体に助成され、地域の福祉へ有効に活用されています。今年もご協力ください。

共同募金会前橋市支会

☎027・237・1112